

令和5年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和5年3月14日午後2時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 杉浦浩一議員に対する処分要求の件について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	杉浦 浩一
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡 初浩

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、こんにちは。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午後2時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
初めに、3月9日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。
議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、こんにちは。
御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。
去る3月9日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、3月3日付にて倉田議員ほか1名より提出されました処分要求書の取扱いについて協議した結果、本日、提出者からの趣旨説明、質疑、一身上の弁明後、懲罰特別委員会へ審査の付託をすることが決定しました。
本定例会が円滑に進行できますよう、皆様方の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。
お諮りいたします。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。
これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 杉浦浩一議員に対する処分要求の件についてを議題といたします。

3月3日付で、倉田利奈議員ほか1名から地方自治法第132条及び第133条の規定により、杉浦浩一議員に対する処分要求書が提出されました。

本件は杉浦浩一議員の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定に基づき、杉浦浩一議員の除斥を求めます。

〔4番 杉浦浩一 除斥〕

○議長（鈴木勝彦） これより要求議員より説明を求めます。
16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 2023年3月2日開催の本会議におきまして、杉浦浩一議員が私に向かってにらみつけながら、「しゃべるな。うっせーわ。」と発言がありました。あまりにも大きな声で言われましたので、私は恫喝されたと感じました。この発言は明らかに人権侵害であり、侮辱す

るものです。

その後、杉浦浩一議員は独り言と言っていました、議場にいた職員や議員のほとんどがしっかり聞こえるような大きな声での発言でしたので、独り言ではありません。

また、無礼な言葉であり、議会の品位を落とす行為でもあります。

以上のことから、地方自治法第132条及び第133条の規定により、杉浦浩一議員の処分を要求いたします。

処分を要求する懲罰の種類は、公開の議場における陳謝です。

以上です。

[16番 倉田利奈 降壇]

○議長（鈴木勝彦） ただいまの説明に対する質疑を求めます。

11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） それでは、少し確認をさせていただきたいんですけども、まず杉浦浩一議員が16番議員に言ったという根拠が分かりませんので、それについてお答えをいただきたいということと、それから、処分を要求する懲罰の種類ですけども、公開の議場における陳謝とありますが、この処分に値するという根拠、これをお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 根拠というものがどういうものを、ちょっとおっしゃっているのかよく分かりませんが、議場において私が受けたことは事実でございますし、それを周りの人も聞いていたことは事実ではないのでしょうか。

それから、先ほどの陳謝ということですが、第132条、第133条、私はこれに違反する行為だということで陳謝をすべきということの判断をお願いしているものでございます。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 結局、会議録が未定稿ではありますけれども、会議録を見た限りでは、発言したのが杉浦浩一議員なのかもしれませんけれども、それが16番議員さんに向かって言ったことかどうかという判断は全くつかないわけですよ。

当時のことを振り返ってみますと、不規則発言、私も含めてですけども、不規則発言が非常に多く、あちこちで声が出されておった中でのことだというふうに、思い起こすとそういうふうだったというふうに思いますけれども、その中で、あなたが確実に杉浦浩一議員から言われたんだというところがしっかりと立証していただかないと、結局、誰に向かってその言葉が発せられたのかというところがはっきりしないと、我々は議論もできないような状況になってしまいますので、そのところをしっかりと我々に分かるように説明をいただきたいということです。

それから、第132条と第133条の規定によりということをおっしゃっておりますけれども、懲罰の段

階は4段階、たしかあると思います。そのうちの下から2番目のこの処分を選んだ、これに値するんだという根拠をお示しいただきたい。この答えをしっかりと答えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） これは私に向けて言われたと私は判断したものです。ですから、北川議員がそうではないというのであれば、それはそこまでの証拠はございません。でも、私は自分が受けたことですので、そのために今回このように出させていただきました。

それから、第132条においては言論の品位ということになっておりますので、私はこの言葉は非常に今、学校教育の場でも言うてはならない言葉だと思っております。それをこの厳粛な議会の議場の場で発言されたということは、あまりにも私は、高浜市議会の品位を本当に落としてしまうような行為をされたのではないかという思いでございます。

ですから、やはりこういうことが二度と起こらないためにも、きちんとそれは陳謝必要ないという判断なのか、北川議員はどうか分かりませんが、私はその後も杉浦浩一議員からこの件については何も言われておりません。言われていないことから、特に私に向かって私は言われたという判断をしておりますので、私に陳謝があればまだ私も考えたかもしれませんが、何もございませんでしたので、私は陳謝を求めたいということで今回出させていただきました。

その判断と言われても私は、何か犯罪をしたとか、それからもっと重いような法律とかに完全に違反したような行為、例えば道路交通法とか窃盗とか、そういう警察に関わるような犯罪をしたわけではございませんので、私は陳謝というところを選ばさせていただきました。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。認めます。

○11番（北川広人） 2つ言わせていただきますけれども、1つは、客観的に侮辱に値するかどうかを立証していただかないと判断ができないということがあります。

私はこの後、懲罰特別委員会がつくられると思うんですけれども、現実的にそこでの議論に対しても、やはりその部分をきちんと立証していただくということが大事なことではないかなということを感じるのと、それから、無礼な言葉ということと言われておりましたけれども、基本的に議会の中で言う無礼な言葉というのは、自身が発言をするとき、考え方や批判の発表、そういったときに言葉が非常によろしくない言葉を使って、無礼な言葉ということと言われることはありますけれども、会議録を見る限りでは、不規則発言に対する不規則発言みたいな感じではないかなというふうに思います。そういった場合には、これは無礼な言葉ということには当たらないと、これは判例も出ているというふうに認識をしておりますから、そのところも少し考えが違ふというふうに思います。

ぜひ、お聞きするのはこの場しかないですし、16番議員さんにしか聞けない話ですので、そのところをしっかりと説明をしていただかないと、実際これは議案として上がっているわけですので、これに対しての採決ができないという状態になってしまうといけなものですから、しっ

かりと御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木勝彦） 北川議員の質問に対して、答弁をよろしくお願いいたします。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） いや、今、北川議員の持論はお聞きしましたが、私は私……

〔「判例だって」と呼ぶ者あり〕

○16番（倉田利奈） だったら判例、何月何日のどのような判例がお示しいただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 札幌高裁、昭和25年12月15日です。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 昭和、今25年とおっしゃったかと思うんですけども、今もう令和になっておまして、その当時はパワハラとかそういった言葉がほとんどない時代だったのではないかなと思います。ですから、私はパワハラだと思いましたし、あまりにも大きな声で無礼な言葉だと思いました。それに、議場であのように大きな声を張り上げるといことはあってはならないことだと私は思っておりましたので、このように出させていただけたわけです。

あとは懲罰委員の皆さんが判断するだけだと思っております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで杉浦浩一議員より、一身上の弁明を発言したい旨、申出がありましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、杉浦浩一議員の一身上の弁明の発言を許可することに決定いたしました。

杉浦浩一議員の入室を許可します。

〔4番 杉浦浩一 除斥解除、登壇〕

○議長（鈴木勝彦） 杉浦浩一議員の一身上の弁明の発言を許可します。

4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） 議長のお許しをいただいたので、弁明をさせていただきたいと思います。

2023年3月総括質疑において、議会がかなり混迷したため、一時休憩となりました。その後、議会が再開し、議長から休憩前に出された倉田議員の動議に関する説明があったのですが、その最中にかかなり大きな声で不規則発言が聞こえました。

また、議会の進行が滞るのではないかと思います、警鐘の意味で、静かにしてほしい、不規則発言

をしないでほしいという意味合いの発言をした記憶はあります。

処分要求書にある倉田議員に向かってにらみつけて私が発言とありますが、私は下を向いて発言したと記憶しております。よって、そのような事実はありません。

また、その後パワハラだという発言が聞こえたので、聞こえたほうを向いたら、倉田議員が私のほうをすごい形相でにらみつけていたので、不規則発言は倉田議員のものなのかなと理解しました。よって、私の独り言は倉田議員の不規則発言によって誘発されたものであって、私の発言は議会の進行を妨げる者への苦言であって、侮辱の意図は全くなく、人権侵害にも当たらないと思っております。

また、無礼な言葉、議会の品位を落とす行為と明記されていますが、正常な議会運営、進行を阻害する者への苦言は、それには当たらないと考えております。

あとは委員会が開かれるのであれば、委員の方々の判断に委ねたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） これで、杉浦浩一議員の一身上の弁明の発言は終了しました。

杉浦浩一議員は退席を願います。

〔4番 杉浦浩一 降壇、除斥〕

○議長（鈴木勝彦） お諮りします。

懲罰については、高浜市議会会議規則第152条の規定により、委員会への付託を省略して、議決することができないこととされております。よって、本件については懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本動議については懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

これより懲罰特別委員の選任を行います。

委員の定数は、高浜市議会委員会条例第7条第2項の規定により、8人であります。

また、委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、3番、杉浦康憲議員、5番、岡田公作議員、7番、長谷川広昌議員、8番、黒川美克議員、9番、柳沢英希議員、10番、杉浦辰夫議員、14番、小嶋克文議員、15番、内藤とし子議員を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に懲罰特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を議長に報告願います。

午後2時19分休憩

午後 2 時27分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま懲罰特別委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

懲罰特別委員長、杉浦辰夫議員、同じく副委員長に小嶋克文議員であります。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は 3 月23日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午後 2 時28分散会
